

# 長与町農業委員会議事録

令和 6 年 1 月 24 日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会



# 令和6年1月農業委員会総会

1. 日時 令和6年1月24日（水） 15時00分から16時30分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（10名）  
会長 1番 水谷 勉  
委員 2番 崎山 光子 4番 原田 正利 5番 渡邊 章三  
6番 栗山 将和 8番 池田 八千代 9番 山口 和幸  
10番 柿本 透 11番 山口 多美子 12番 山中 庄八郎
4. 農業委員会委員 欠席委員（2名）  
3番 達田 滋子 7番 柳原 厚志
5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）  
1番 池田 洋祐 2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫  
4番 山口 正則 5番 増田 博光 7番 谷口 勝久
6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）  
6番 吉川 直行 8番 尾崎 勝文
7. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名 4番 原田 正利 5番 渡邊 章三  
第2 第1号議案 農用地利用集積計画について  
第3 第2号議案 長与町農業委員会委員の辞任について  
第4 第1号報告 農地転用専決処分報告について
8. 農業委員会事務局職員  
事務局長 山崎 昇  
農政農地係長 森 雅之  
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。

本日の欠席者は、3番 辻田 滋子 委員、7番 柳原 厚志 委員、吉川 直行 推進委員、尾崎 勝文 推進委員の4人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年1月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。4番 原田 正利 委員、5番 渡邊 章三 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農用地利用集積計画が2件。

追加議案の

第2号議案 長与町農業委員会委員の辞任について

報告事項は 農地転用専決処分を2件予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第1号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷（地番） 地目 田 面積 1, 118 m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間です。

平成31年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は、米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面左下に橋がございます。橋の北東側に位置した、赤で表示

してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、1月15日の朝9時半より、会長及び崎山委員、事務局長、竹中さん、それと私の5名で、現地を確認しました。(賃貸人)は、目が不自由で高齢です。賃借は継続ということで、何の問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 畑 面積 988m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は使用賃借で、具体的な作物名はぶどうです。

期間は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間です。  
平成26年から借り入れており、今回2回目の更新となります。  
土地の所在を説明します。図面左下に橋がございます。橋の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。  
田中 光夫 推進委員

推進委員 1月15日に、先ほどの件と同じメンバーで現地を確認しました。継続での貸借ということで、問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案「長与町農業委員会委員の辞任について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 長与町農業委員会委員の辞任について、説明いたします。第2号議案の2ページをお開きください。

農業委員会委員の辞任届が、柳原委員から提出されたことに伴い、農業委員会へ辞任の同意が求められております。

委員の辞任は、農業委員会法第13条第1項で「委員は、正当な事由があるときは、市町

村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と定められております。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席者委員の過半数の賛成によって行います。

辞任届は、1月16日に水谷会長・崎山職務代理・事務局から山崎と竹中の4人で訪問し、本人と面談したうえで、「一身上の都合により」との理由で辞任届を預かりました。以上です。

議長

ただいま事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、辞任届について、町長に答申することになります。農業委員の挙手で賛否をとります。辞任届について、「同意する」という方は、挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、辞任届について「同意する」と、町へ報告いたします。

これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

1件目、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。200m<sup>2</sup>未満の農業用施設にかかる届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご参照ください。

1枚目に字図と現況写真、2枚目が顛末書です。

1. 当事者の氏名・住所

届出者は、(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

2. 土地の所在等

長与町本川内郷 (地番) 地目 畑 面積 25m<sup>2</sup>

長与町本川内郷 (地番) 地目 畑 面積 74m<sup>2</sup>

3. 転用計画

転用の目的は、(地番) が道路、(地番) が農業用倉庫です。

4. 申請日 令和5年12月26日

5. 専決処分の日 令和5年12月28日

土地の所在地を説明します。図面左に（施設名）がございますが、（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料をご確認いただければと思います。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年1月24日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ね無し)

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

2件目、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用となります。

報告事項の3ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

1枚目が字図と現況写真、2枚目が計画平面図です。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(法人名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は畑です。

長与町高田郷 (地番) 面積 228m<sup>2</sup>。

長与町高田郷 (地番) 面積 570m<sup>2</sup>。

2筆合計 798m<sup>2</sup>です。

3. 転用計画は、住宅用地です。資料をご覧ください。4区画の造成を予定しております。

4. 申請日 令和6年1月18日

5. 専決処分の日 令和6年1月18日

土地の所在地を説明します。令和5年2月に農地転用の届出があつた隣の土地になります。高田郷にあります（施設名）の北西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料をご確認いただければと思います。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年1月24日  
長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ね無し)

続いて、事務局から行事報告をお願いします。

(この後令和6年1月の行事報告が行われた)

最後に、2月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 2月26日（月）9時30分からはいかがでしょうか

(異議なし)

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会1月総会を閉会します。